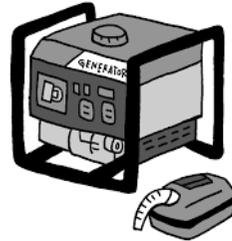
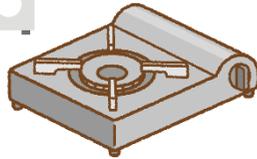




(糸満市火災予防条例第 45 条・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

催し物に関する消防届出等



屋内か屋外か

消防長が定める要件とは…

- ① 1日当たり10万人以上の人出が予想され、露店等の計画数が100店舗を超える規模の催し
- ② ①に準ずる規模を有する催しとして消防長が認めるもの

対象火気器具等とは…
 液体・固体・気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具又は使用に際し火災のおそれのある器具をいいます。
 (例：ガスコンロ、発電機、電子レンジ、IH調理器具、炭火焼器等)

劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催でしょうか？

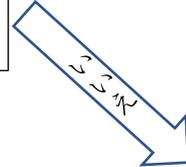
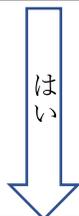
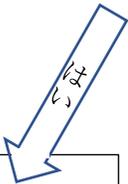
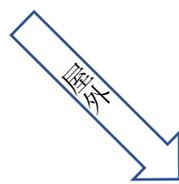
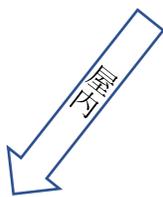
消防長が定める要件に該当していますか？

「**催物開催届出書**」を提出して下さい。
 い。祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合は、別途「**露店等の開設届出書**」の届出を提出し、対象火気器具ごとに消火器を1本ご用意下さい。
 ・糸満市火災予防条例第45条第3号
 ・糸満市火災予防条例第45条第6号
 ・糸満市火災予防条例施行規則第6条第3号
 ・糸満市火災予防条例施行規則第6条第6号

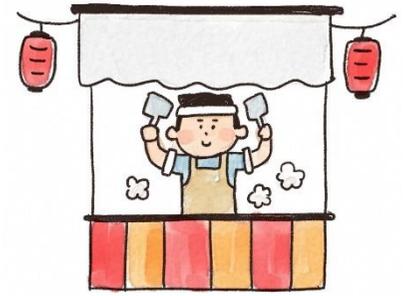
祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合は、「**露店等の開設届出書**」の届出を提出し、対象火気器具ごとに消火器を1本ご用意下さい
 ・糸満市火災予防条例第45条第6号
 ・糸満市火災予防条例施行規則第6条第6号

催し物を主催する者は速やかに防火担当者を定め、開催する日の14日前までに「**火災予防上必要な業務に関する計画提出書(様式第1号の3)**」を作成し、消防署まで提出して下さい。
 ・糸満市火災予防条例第42条の2及び42条の3
 ・糸満市火災予防条例施行規則第3条の3

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合は、「**露店等の開設届出書**」の届出を提出し、対象火気器具ごとに消火器を1本ご用意下さい
 ・糸満市火災予防条例第45条第6号
 ・糸満市火災予防条例施行規則第6条第6号



その他 Q&A



①「露店等とは」何でしょうか？

⇒不特定多数の人が集まる催し（イベント）において、対象火気器具等を使用して露店、屋台、その他これらに類するものを開設し、物品、飲食物等を販売又は提供するものをいいます

②同一の催しに際して屋外と屋内それぞれに露店等が出店される場合、どのように届け出ますか

⇒催し全体（屋内・屋外）の概要が分かる資料を提出してください。なお、催しが屋内のみの場合は「催し物」の届出を提出してください。ただし、対象火気器具等を使用する場合は「露店等の開設届出」も提出し、消火器の準備をお願いします。

③多数の人が集まる催しとは？

⇒祭礼、縁日、花火大会、展示会等、誰もが参加できる催しをいい、近親者によるバーベキュー等、互いに面識がある者のみが集まる催しは該当しません。具体的には、〇〇祭り、〇〇行事、〇〇会など催しの名称があるもので不特定多数の人が集まる催し（イベント）が対象となります。

④スーパーの駐車場に屋台を出して焼き鳥を焼いていますが、届出は必要でしょうか？

⇒催しに伴うものでないため届出は必要ありません。



⑤届出はいつ、誰がするのですか

⇒複数の露店があり、出店状況を把握できる人がいれば催し物の主催者又は露店商の代表者が露店等を開設する日の3日前までに2部提出してください。※ 催しを主催する者、総括する者が、防火安全対策の責任者であることを再認識していただく意味からも、個々の露店主がそれぞれ提出するのではなく、主催者の方が届出てください。

⑥届出用紙とはどのようなものですか？

⇒「露店等開設届出書」といい、開設される店舗数、消火器の設置本数などを記載して提出していただきます。また、これに露店等の開設場所、消火器の設置場所が分かる略図も添付してください。

⑦届出用紙はどこにおいてあるのですか？

⇒「露店等開設届出書」は、お近くの消防署にあります。また、パソコンでインターネットをご使用でしたら、市のホームページからも書式をダウンロードできます。

⑧消防署へ露店等の開設届を提出すれば現地確認に来られるのですか？

⇒現地に出向いて、火気器具の確認及び防火指導を行うことがあります。なお、書類で内容を確認し、不備がなく火災予防上問題がなければ、現地に

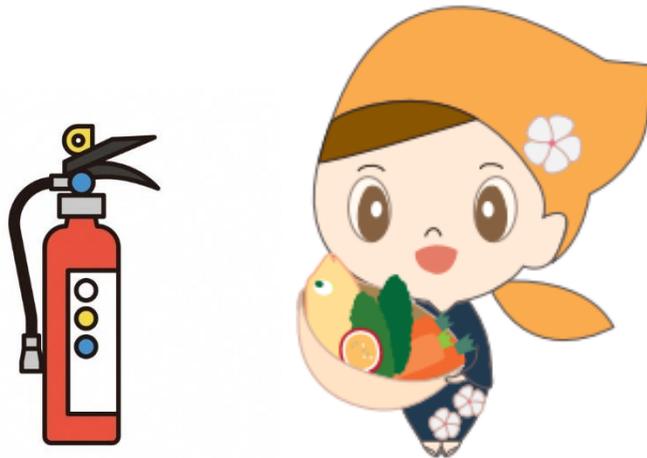
出向しないこともあります。

⑨イベント会場に面した建物店舗内の軒先で、台上にガスコンロを置いて料理を販売しますが、この様な場合でも届出が必要でしょうか？

⇒建物店舗に付属するもので、露店・屋台等には該当しないため必要ありません。

⑩イベントエリア内で共同して消火器を準備することはできますか。

⇒消火器は原則として対象火気器具1台に1本準備してください。ただし、屋内に設置してある消火器が有効に使える場合や歩行距離が20m以内に消火器を設置してある場合には共同して消火器を準備することもできます。尚、使用する消火器は家庭用ではなく、業務用をご用意して下さい。



【問い合わせ先】

糸満市消防本部 予防課

〒901-0325 沖縄県糸満市字大里 962 番地

Tel : 098-992-3661 Fax : 098-992-2612